

加古川市路線バス車両購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川市路線バス車両購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表に掲げるとおりとする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号）及び兵庫県が定める兵庫県市町振興支援交付金交付要綱の定めるところに準じる。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長の指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 国に提出した地域公共交通確保維持改善事業費補助金（車両減価償却費等国庫補助金）の申請書類一式の写し及び補助金額確定通知書の写し
- (2) 補助対象路線における本市及び本市以外の市町ごとの補助金の案分比率及び当該案分に係る根拠並びに当該案分後の市町ごとの補助金の額が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び額の決定)

第5条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、これを正当と認めたときは、当該補助金の交付の決定及び額の確定を行い、補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により、補助申請者にその旨通知するものとする。

- 2 市長は、補助申請者が暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、補助金を交付することにより暴力団を利すると認めるときは、補助金の不交付を決定するものとする。

(補助金の経理等)

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助金の経理について、その収支状況を明らかにするため、他の経理と明確に区別した帳簿を備えておかなければならない。

- 2 前項の帳簿その他の補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件、その他この要綱等に基づく規定に違反したとき。
- (2) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 暴力団等であって、暴力団を利すると認められる補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年2月21日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第 2 条関係）路線バス車両購入費補助金

補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号）及び兵庫県が定める兵庫県市町振興支援交付金交付要綱に基づき、国及び県と協調して市民にとって必要不可欠なバス路線の維持確保を図るため、民営の乗合バス事業者に予算の範囲内において補助金を交付し、市民の福祉の向上に寄与する。
補助金の範囲	対象となる者	一般乗合旅客自動車運送事業者
	補助対象要件	次に掲げるすべてに該当する系統の運行の用に供する車両購入費を対象とする。 ア 生活交通路線の運行の用に供するものとして兵庫県生活交通対策地域協議会で認められた車両 イ 対象期間中に新たに購入等を行う車両。ただし、前年度までに購入等を行い、補助金の交付を受けている車両にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第 1 に規定する乗合自動車の耐用年数を満了するまでの間、引き続き支援対象とすることができる。 ウ 主として加古川市バス対策（国庫協調補助路線維持）費補助金交付要綱に規定する補助対象系統の運行の用に供する車両 エ 地上から床面までの地上高が 65cm 以下、かつ、定員 11 人以上の車両であって、次のいずれかに該当する車両 ・ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） ・ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） ・小型車両（上記のいずれの類型にも属さない、長さ 7m 以下かつ定員 29 人以下の車両） オ ノンステップ型車両にあっては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両

	対象となる経費	交付年度の前年度の 10 月 1 日から交付年度の 9 月 30 日までの 1 年間において、次に定めるところにより算出した額（以下「路線バスの車両購入における支援基準額」という。）とする。 <路線バスの車両購入における支援基準額の算出方法> 路線バスの車両購入における支援基準額とは、算定対象車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額であり、そのそれぞれの算出方法は以下のとおりとする。 （算定対象車両減価償却費） 減価償却資産の耐用年数等に関する省令第 3 条又は第 5 条に規定する償却率に基づき次式により計算した額と、補助対象事業者が任意に設定した償却率に基づき算出した額のいずれか低い方の額を限度とする。 【算定式】 車両減価償却費に係る車両費の額×当該車両の償却率×算定対象期間中に使用する予定の月数／12 ※特別償却制度の適用を受ける場合にあっては、特別償却額を加えることができる。 なお、車両減価償却費に係る車両費の額とは、車両本体及び運行に必要な付属品の価格の合計であり、1 両につき次のいずれかの少ない額を限度とする。 ①車両の種別により、次のいずれかの額（それぞれ消費税を除く。） ノンステップ型車両 1,500 万円 ワンステップ型車両 1,300 万円 小型車両 1,200 万円 ②実費購入費（消費税を除く。）から備忘価額として 1 円を控除した額 （算定対象金融費用） 年 2.5%を上限とする。
補助金の補助率又は額	補助率	1/2
	補助金の額	対象となる経費により算定した額の 2 分の 1 の額に本市に係る運行キロ程の割合を乗じて得た額を限度とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。